

東浦町 de 働く！暮らす！楽しむ！応援プロジェクト  
実施要領

2026年4月 改  
東浦町役場 商工農政課

## 1. 東浦町 de 働く！暮らす！楽しむ！応援プロジェクトとは

本プロジェクトは、東浦町に移住し地元企業で働く若年層に、町の魅力を知ってもらうことで、若手人材の定住を促し、町内企業の人手不足解消を目指すものです。また、町内飲食店等の新規顧客の開拓及びPRに繋げていきます。

## 2. 本プロジェクト対象者について

次の項目のいずれにも該当する方。

(1) 2026年4月1日以降に町内に本社または事業所を有する企業に就職した方。

(2) 就職した日の前後3か月以内に東浦町へ転入した方。

(例) 就職日が4月15日の場合

⇒東浦町への転入日が1月15日～7月15日であれば、対象となります。

転入日	↔	就職日	↔	転入日
1月15日	3か月	4月15日	3か月	7月15日

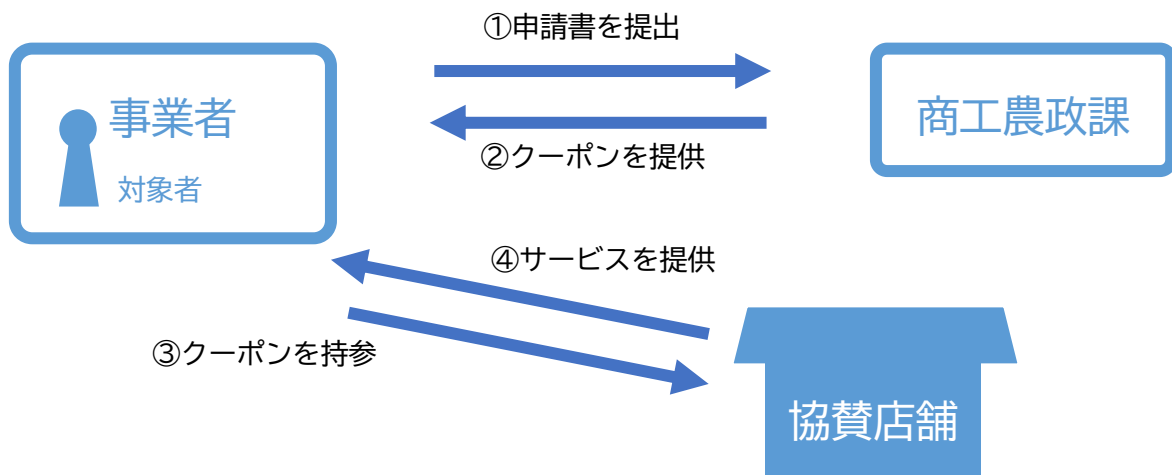
(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職した方。

## 3. 申請方法

(1) 対象者が就労する事業者は、「クーポン申請書」を商工農政課へ提出します。

(2) 商工農政課による「クーポン申請書」の確認後、事業者を通し対象者へクーポンをお渡しします。

(3) 対象者はクーポンを協賛店舗に持参することで、使用することができます。クーポンには使用期限が設定されていますので、ご注意ください。クーポンの再発行はいたしません。



## 4. クーポンについて

---

クーポンの使用期間は町が事業所へクーポンを配布した日から半年間です。

クーポンは協賛店舗ごとに1回限り使用することができます。

クーポンの内容は予告なしに変更・廃止になる可能性がございますので、クーポンの最新情報は町ホームページでご確認ください。

## 5. 協賛の手続き等について

---

- (1) 本プロジェクトに協賛しようとする店舗を営む方は、「協賛申込書」を商工農政課へ提出します。
- (2) 商工農政課は「協賛申込書」を確認後、申請から2か月程度でクーポンに反映させ、対象者へ配布します。
- (3) クーポンへの反映後、申込書に記載したサービスの提供を開始してください。
- (4) 協賛店舗がサービスの内容を変更・廃止する場合は、変更・廃止をしようとする月の2か月前までに「協賛内容変更・廃止届」を商工農政課へ提出します。
- (5) 商工農政課は「協賛内容変更・廃止届」の内容を町ホームページ等で周知します。クーポンの内容に変更があった場合、配布済みのクーポンを差し替えることはいたしませんので、対象者が変更前のクーポンを持参した場合には、各店舗でのご対応をお願いいたします。

## 5. 問合せ先

---

本プログラムについてご不明な点がございましたら、以下の問合せ先へご連絡ください。

東浦町役場 地域創造部 商工農政課 商工労政係  
東浦町大字石浜字岐路 28-2 東浦町勤労福祉会館内  
TEL 0562-83-6118  
メール shokonosei@town.aichi-higashiura.lg.jp